公益の風 #46

東北公益文科大学大学院　公益学研究科　修了生
秋葉朝香

私なりの「公益」－人と場の意味を考えた２年間－

【取り組んだ研究の内容】

私は東北公益文科大学大学院にて、国際人権法に基づく研究をしました。私が大学院でこの分野を学んだのは、出入国在留管理局の管轄する施設内で外国人が亡くなったという事件（令和3年3月6日 スリランカ人女性死亡事件）が切っ掛けです。「どんな事情がある人でも、人間としての権利や尊厳を守られるべきではないだろうか」という疑問から、この問題に少しでも理解を深め、課題解決に貢献したいと思い、国際人権法の視点から研究を行ってきました。

私は論文執筆にあたって、特に、在留資格のない外国人（ビザの期限が切れたり不正入国を疑われたりした外国人）が、強制送還をされる前に公平な裁判を受けられるかどうかに着目しました。

「裁判を受ける権利」は基本的人権の一つとして日本国憲法でも保障されている権利ですが、在留資格のない外国人を強制送還するにあたっては、運用上、実質的には当該外国人の出訴権が制約される事態が生じていました。

研究は、三つの視点から分析をしました。一つ目は、日本と海外の裁判例を比較したことです。退去強制制度について争われた事例について、特に人権保護の考え方の比較を行いました。二つ目は、国連の機関や条約機関の出す条約遵守のガイドライン（一般的意見といいます）、三つ目は、条約機関から締約国に出される改善勧告（個人通報制度に基づく見解といいます）をまとめ、強制送還を行う際に国家が行うべき人権保障について考察しました。結論では、強制送還される外国人の人権を守るために入管行政がどう変化していくべきかについて展望を述べました。

【大学院で得られたこと】

大学院では、空間を作り出す能力、つまり話し合いに相応しい場を創り出す能力を習得できたと思います。会議や地域住民との話し合いを行う際、限られた時間内で有意義な話し合いを行うための方法を知ることができました。これは、大学院の必修科目である「共創の技法」という講義で基本的知識を身につけることができます。

大学院では「共創の技法」の発展科目として「プロジェクトａ」という授業があります。私はこの科目が特に思い出に残っています。当科目では、鶴岡市朝日中学校の全校生徒と先生方、保護者、地域住民が参加して自分たちの住む地域について一緒に考えるという対話の場を企画・運営しました。わかりやすく、楽しく、意味のある話し合いができるように、テーマ設定から当日の進め方を受講生と綿密に会議を重ねました。

皆さんから好評を頂き、結果的に成功させることができました。この経験から、有意義な対話の場を創ることへの自信にも繋がったので、今後もこの科目で得た知識を活かし、参加者にとって意味のある時間を創り出すことに貢献したいです。

プロジェクトａにて

【今後の仕事と研究の結びつき】

私は令和7年度4月1日より、出入国在留管理庁で勤務します。国境管理を担い、国の治安を維持するための重要な役割を果たす機関です。私は、勤務を行う際に、大学院で学んだ国際人権法の知識を活かしたいと考えています。つまり、国際人権法の視点も備えた出入国在留管理庁の職員として、常に冷静な判断をし、多くの人が納得し、安全に過ごすことのできる共生社会の実現に貢献していくことができればよいと考えています。

荘内日報社「敬天愛人」2025年5月号（Vol.194）掲載